

時 期	復旧・復興段階
区 分	復興体制
分 野	復興体制
検 証 項 目	女性の参画・活動

根拠法令・事務区分	-
執 行 主 体	国、県（自治事務）、市町（自治事務）
財 源	自主財源
概 要	<p>阪神・淡路大震災においては、民生委員児童委員や婦人会、自治会等の地域団体、ボランティア、保健婦、ケースワーカー、地域福祉活動コーディネーター等による、男女共同参画による地域見守り活動が積極的に展開された。兵庫県は、これらの活動を推進するために、県立女性センターに「男女共生のまちづくり推進会議」を設置するとともに、「元気アップ自立活動支援事業」を実施し、これらの活動における経費を助成した。</p> <p>阪神・淡路大震災においては、婦人消防や婦人警察が、被災地の避難者支援活動に活躍した。神戸市の婦人消防隊は、地域の婦人会等と協力し、おにぎりや味噌汁等の焼き出しを実施し、被災者等に提供した。また、兵庫県警は、2月10日から4月10日、全国の婦人警察官の応援を得て、のじぎくパトロール隊を結成し、避難所、仮設住宅を中心としたパトロールを行った。</p> <p>阪神・淡路大震災における県民やボランティア団体等の活動が被災者の支援や被災地の復興を支える役割を果たしてきたことは、県民一人一人から始まる自発的かつ自律的な活動が社会を支え発展させていく新たな原動力となることを示した。こうした教訓を踏まえ、兵庫県においては、男女共同参画社会の早期実現を目指し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、平成14年4月「男女共同参画社会づくり条例」を制定した。</p> <p>○阪神・淡路大震災を契機として、より一層活発な市民活動がさまざまな分野において展開されてきた。神戸市では、この経験を生かし、自律した市民が自ら主役となって、協働して男女共同参画の推進に取り組むことなどを基本理念に取り入れた「神戸市男女共同参画の推進に関する条例」を平成15年3月制定し、これに基づく「神戸市男女共同参画計画」を平成16年4月策定した。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>県立女性センターにおける相談活動等[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p77]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立女性センターでは、震災後、心の悩みや生活の問題についての様々な相談を受け付けてきた。震災後1カ月間での受付件数が、2,450件（1日平均約95件）にのぼり、相談のピークとなった1月30、31日には、1日に約250件前後の相談が殺到し、女性問題カウンセラーや弁護士、情報アドバイザー等がその対応に追われた。 ・相談内容としては、震災直後は、地震の恐怖からくる虚脱感や不眠、身内を亡くしたり家をなくしたことからの喪失感、震災同居に伴う人間関係のトラブルなどが中心であったが、1年を経て、生活再建に関する格差がより顕著になっていることから、絶望感やみじめさの相談、1年間のつらさを再燃させて訴えてくる相談、震災同居が確定的になったの相談が増えている。 <p>男女共生のまちづくり推進会議の設置[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p345]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立女性センターでは、女性と男性がともにまちづくりに参画し、生活者の立場から誰もが共生

	<p>しあえるまちづくり、子どもや妊婦、高齢者、障害者にやさしいまちづくりを進めていくため、「男女共生のまちづくり推進会議」を設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月22日から3月6日までの間に開催した阪神・神戸・東播磨・淡路の各地域における地域別フォーラムや、4月8日に開催した県民フォーラム、手紙や電話・FAXによる提案等を通じて、復興へ向けての県民からの意見を集約し、「-復興の兵庫へ-男女共生のまちづくり提言」として、労働・家族・子育て、等15の視点から、男女共生のまちづくりへむけての基本的考え方と提案をまとめ、広く県民に配布し、議論を喚起した。 ・同時に、県民からの「男女共生のまちづくり提案コンクール」を実施し、73点の応募の中から優秀賞を選定し、9月30日の「男女共生のまちづくりフォーラム」において、優秀賞のスピーチ及び表彰式を行った。 <p>復興活動を支援する「元気アップ自立活動支援事業」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立女性センターは、あらゆる人々が支え合い共に生きる社会を目指す、被災者自らの復興に向けて行う活動を支援することを目的として、その活動経費を助成する「元気アップ自立活動支援事業」を開始した。 ・平成7年度から3カ年実施し、7年度については、156グループからの応募があり、70グループを決定した。活動内容としては、震災記録や、元気アップコンサート、ハーモニカの演奏会、復興まつり、外国人のためのインフォメーションセンターなど様々なものが含まれている。 ・また、平成8年1月20日には、震災一周年行事の一つとして、県民グループメンバーの企画による「元気アップ復興祭」を約700名の参加を得て開催した。パネルディスカッション、吹奏楽演奏、シャンソンコンサート、キーボード演奏、人形劇など多彩に催され、県民自信による兵庫からの新しい元気と文化の発進を行った。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>婦人消防隊の活動状況(神戸市) [『阪神・淡路大震災における神戸市消防団の活動概要』神戸市消防局警防部警防課消防団係,p5-6]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人消防隊は昭和39年に北区において発足し、現在、北区に道場、八多、大沢、長尾、上淡河、淡河の6隊の婦人消防隊があり、当時の隊員数は365人であった。 ・震災では地域の婦人会等と協力し、1月17日からおにぎりの炊き出しを行い、北区、兵庫区等の災害対策本部を通じて被災者等に配付した。 ・2月からは避難所でおにぎりや味噌汁等の炊き出しを行い、避難所暮らしの被災者に温かい食事を提供した。 <p>神戸市婦人団体協議会の支援活動 [『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録 1995年 - 』阪神・淡路大震災神戸市災害対策本部,p601-602]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市婦人団体協議会は、昭和25年に発足し、主婦・消費者の立場から地域改善や市民生活の向上等に向けて問題提起するとともに、改善運動を展開している団体である。同協議会の下には各区ごとに連合婦人会が組織され、各区で小学校区ごとに単位婦人会が組織されている。(単位婦人会員数142、会員数約7万人) ・震災直後は救援物資の提供はもとより、地域福祉センターや避難所となっている小中学校等に出向き、炊き出しを行った。 ・特に比較的被害の小さかった北区、垂水区、西区の婦人会では、被害の大きかった地域へ出向き、炊き出しのほか、避難している会員の家財道具の搬入や搬出を行ったり、さらには市職員とともに避難所に泊り込んで避難者の世話をを行った婦人会もある。他都市からの応援職員の慰問などきめ細かな活動も行った。 ・震災直後の1月22日から、東播磨の婦人会を中心に県の救護対策現地本部において、物資の受入れや避難所の清掃等を実施した。 ・婦人会は、グリーンピア三木等の救援物資基地で仕分け等の支援も実施した。

- ・さらに、仮設住宅の住民と一緒に花づくりや、ひとり暮らし老人の慰問、バザーの開催などのコミュニティ活動を行うなど、各地域で様々な活動を行った。

のじぎくパトロール隊の活動[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]

- ・兵庫県警は、2月10日から4月10日、全国の婦人警察官の応援を得て、のじぎくパトロール隊を結成し、避難所、仮設住宅を中心としたパトロールを行った。
ID082災害警備を参照

○「被災者の心の電話相談」

- ・神戸市生活学習センターにおいて、震災後の、被災を原因とする不安や悩みなどの相談ニーズに対処するために2月8日から5月31日まで（113日間）「被災者の心の電話相談」を実施した。毎日午前10時から午後4時まで、カウンセラーが相談に応じ、被災者等の様々な不安や悩みを和らげた。
- ・当初は、震災そのもののショックや漠然とした不安及び不眠の訴え、震災関連の情報を求める相談が多かったが、3月以降は、離婚等夫婦関係や対人関係の悩み、失業などその人の生活を背景とした相談や震災前から精神疾患に悩む人の相談が多くなってきた。必要な場合は、適切な専門機関（法律相談、公共職業安定所、保健所等）を紹介した。
- ・相談者の約8割を女性が占めており、不安・不眠や親族との同居に伴うストレス、夫婦関係における悩みを訴える相談者はほとんど女性であった。

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

のじぎくパトロール隊の活動状況[『阪神・淡路大震災警察活動の記録：都市直下地震との戦い』兵庫県警察本部]

- ・のじぎくパトロール隊は、平成7年2月10日に150人で発足した。この派遣状況は、以下のとおり。

派遣開始日	派遣府県	派遣期間
2月11日	京都府警	2/11～2/17
2月19日	愛知県警	2/19～2/24
2月26日	京都府警	2/26～3/3
3月5日	静岡県警	3/5～3/10
3月12日	神奈川県警	3/12～3/17
3月19日	三重県警	3/19～3/24
3月26日	岡山県警	3/26～3/31

- ・パトロールに際しては、自作の「のじぎくパトロールカード」、「のじぎくニュース」等10種の広報誌を作成して、広報活動も行った。
- ・解散する4月16日までに訪問した避難所は、延べ4,956カ所であり、2,014件の要望・苦情に対応した。

○「被災者の心の電話相談」

- ・相談人数 550人
- 性別
 - ・女性 429人（78%）・男性 118人（21%）・不明 3人（1%）
- 年代
 - ・20歳代以下 95人（17%）
 - ・30歳代 127人（23%）
 - ・40歳代 104人（19%）
 - ・50歳代 110人（20%）
 - ・60歳代以上 69人（13%）
 - ・不明 45人（8%）

<p>その他</p>	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 ボランティア団体等の活動[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p315-316]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県いずみ会においては、21年に及ぶ食生活改善活動の実績と、県下1,186組織という組織力を生かし、震災直後から炊き出し726回、物資の提供489回などの救援活動を行った。現在も、仮設住宅への訪問活動(8年1月末現在3,750回)や料理講習会(8年1月末現在773回)などを積極的に実施した。 ・兵庫県愛育連合会は、各愛育班ごとに地域の他の組織活動と連携し、震災当初から救援物資の仕分けや炊き出しなどの救援活動を行った。また、被災地である「五色町愛育会」や被災地からの転入のあった「さんだ愛育班」では、仮設住宅への声かけ訪問を続けており、8年1月末現在で延べ3,035人の愛育班員が支援活動を行った。 ・平成9年2月に実施した市外居住者アンケートの回答をもとに、元々住んでいたまちの状況を知らせ、元気づけるため、神戸市婦人団体協議会が中心となって「元気アップレター」を、1通1通に心を込めて手書きし、3月28日から5月7日まで延べ11日間で1,135名のボランティアが8,118通を送付した。これに対し市外居住者からは、感謝の返事や電話が連日届き、交流のきっかけづくりにもなった。 <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果</p>	
<p>国</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 男女共同参画2000年プランの策定 [内閣府男女共同参画局ホームページ (http://www.gender.go.jp/)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新国内行動計画(第一次改定)の対象時期は基本的施策が平成12年度まで、具体的施策が平成7年度末までであったことから、平成8年度以降の具体的施策の策定が求められた ・このため、平成8年7月にビジョンが答申された。その後、政府の行動計画の策定のため、更に国民各層から幅広く意見・要望を聴き、寄せられた延べ1,100件以上の意見を反映するなどして、平成8年12月、内閣総理大臣は「男女共同参画2000年プラン - 男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画 - 」を策定した。 <p>男女共同参画審議会設置法[内閣府男女共同参画局ホームページ (http://www.gender.go.jp/)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総理府は、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、新たな審議会の設置に関する法律、男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)が公布された。これに伴い売春対策審議会は廃止された。 <p>男女共同参画社会基本法[内閣府男女共同参画局ホームページ (http://www.gender.go.jp/)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法は、平成11年6月に公布・施行された。 ・同法では、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念を定め、国、地方公共団体、国民、それぞれの責務を明らかにしている。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>5つの基本理念</p> <p>男女の人権の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を發揮できる機会を確保する必要があります。 <p>社会における制度又は慣行についての配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。 <p>政策等の立案及び決定への共同参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。 <p>家庭生活における活動と他の活動の両立</p> </div>

	<ul style="list-style-type: none"> ・男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにする必要があります。 国際的協調 ・男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。 国、地方公共団体及び国民の責務 ・国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。 ・地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。 ・国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。 <p>男女共同参画会議の設置[内閣府男女共同参画局ホームページ (http://www.gender.go.jp/)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視を行う。本計画を実効性あるものとして推進していくために、男女共同参画会議において、本計画に基づく施策について、男女共同参画に係る専門家及び各分野の専門家の知見も活用しつつ、監視を行う。 <p>男女共同参画基本計画の策定[内閣府男女共同参画局ホームページ (http://www.gender.go.jp/)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく初めての基本計画として平成12年12月12日に閣議決定された。 ・基本計画では、11の重点目標を掲げ、それぞれについて、平成22年までを見通した施策の基本的方向と平成17年度末までに実施する具体的施策の内容を示している。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>11の重点目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 農山漁村における男女共同参画の確立 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備 女性に対するあらゆる暴力の根絶 生涯を通じた女性の健康支援 メディアにおける女性の人権の尊重 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献 </div> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラム(兵庫県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラムに基づき、21世紀の成熟した社会づくりには、男女の性別にとらわれることなく、互いの個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが求められていることから、平成14年4月から「男女共同参画社会づくり条例」を施行し、男女共同参画社会の早期実現に取り組んでいる。 「男女共同参画社会づくり条例」の制定 [兵庫県男女家庭課ホームページ (http://web.pref.hyogo.jp/danjyo/index.htm)] ・阪神・淡路大震災における県民やボランティア団体等の活動が被災者の支援や被災地の復興を支える役割を果たしてきたことは、県民一人一人から始まる自発的かつ自律的な活動が社会を支え発展させていく新たな原動力となるものであることを示した。この貴重な教訓を生かし、すべて

	<p>の県民の人権が平等に保障されるとともに、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を分かち合う男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。このような認識に基づき、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者及び団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、平成14年4月「男女共同参画社会づくり条例」を制定した。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組み</p> <p>○こうべ男女共同参画プラン21（以下「プラン21」）の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和63年から平成9年度にわたって推進された「神戸市女性計画」の成果を引き継ぎ、男女共同参画社会の実現をめざす総合的行政計画として、平成10年9月に策定した。プラン21においては、震災から学んだ経験を生かし、日常の市民生活においても、性・世代・立場・国籍を越えた連帯を進めながら、社会のあらゆる分野での男女共同参画社会の実現をめざすことなどを基本目標に掲げている。 ・プラン21は、その後の平成11年の男女共同参画社会基本法の制定や平成12年6月の国連特別総会女性2000年会議」の開催など男女共同参画をめぐる内外の状況の変化を反映し、平成14年11月に一部改定した。改定の主な論点としては、男性の心身の健康づくりについても啓発・相談体制の整備を図るなど、男性問題としても男女共同参画を捉えること、DV防止法の制定を踏まえて相談体制の充実を図るなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組み、ユニバーサルデザインのまちづくりなどのほか、震災を契機に広がりがみられるようになったボランティア活動などへの支援などを含む家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進が掲げられる。 <p>○神戸市男女共同参画推進会議の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体や経済団体等、全市的に活動している団体などで構成される横断的な組織として、平成11年に設置し、以後同会議と連携して、「こうべ男女共同参画推進月間」をはじめ、さまざまな啓発活動を行っている。 <p>○神戸市男女共同参画センター（愛称：あすてっぷKOBE）のリニューアルオープン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年4月、「生活学習センター」を名称変更し、男女共同参画社会の形成のための啓発、活動の支援、情報の発信等の事業を行い、また市民に活動・交流の場を提供する、男女共同参画の推進拠点として機能強化した。 <p>○神戸市男女共同参画の推進に関する条例（以下「条例」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらなる男女共同参画社会の実現を促進するため、神戸市のめざすべき方向性を示し、男女共同参画に関する施策の法的な拠り所となる条例を、平成15年3月に制定した。条例は、市民の誰もが、性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択することができる夢と活力あふれる神戸を、市、市民、事業者の協働により築くことを目指しており、政策や方針の立案・決定への共同参画の機会確保、家庭生活における活動とその他の活動の両立や、震災を契機としてより一層活発な市民活動がさまざまな分野において展開されてきた経験を生かすという趣旨から、自律した市民が自ら主役となって、協働して男女共同参画の推進に取り組むことなど7つの基本理念と、市・市民・事業者の果たすべき役割、市が実施すべき基本的な施策などを定めている。 <p>○神戸市男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」）の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づき男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するための男女共同参画計画を、平成16年4月に策定した。内容はプラン21の枠組み・内容を原則として継承したが、条例の趣旨や新たな制度と、重点的に推進すべき施策を盛り込んだ。 ・男女共同参画計画においても、条例と同様に、「自律した市民の協働」を基本理念に定めるとともに

	<p>に、基本目標において、市民活動の場においても性・世代・国籍を越えた連帯を進めながら男女共同参画社会の実現をめざすことを課題としている。</p> <p>○内閣府の影響調査事例研究ワーキングチームへの協力（平成14年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府の上記ワーキングチームにおいて、施策への男女共同参画の視点の導入を検討するにあたり、「防災」をテーマに研究することになったため、震災を経験した神戸市が意見聴取を受けた。（危機管理室、男女共同参画課） ・ワーキングチームからの中間報告において、（1）被災及び復興状況における男女共同参画にかかる課題として、災害弱者としての女性、男女のニーズの違いへの配慮が十分でない予防、応急、復旧・復興対策、家庭内暴力、性犯罪など平常時の問題がより凝縮して現れたこと、（2）このことから、神戸市地域防災計画では、女性のストレスやPTSDといったことに対応する相談事業の実施、防災福祉コミュニティ活動への支援施策、地域防災活動支援策、地域福祉活動支援策の中に女性消防団員を活用することを同計画に組み込むことについて、検討を行ったこと、（3）その結果、15年度神戸市地域防災計画の修正において、男女共同参画センターにおける「女性のための相談室」を、災害によって生じた夫婦や親子関係などの悩みに対応するものとして、「災害時広聴・相談システム」の中に位置づける、平成13年度から女性消防団員の採用を行い、地震・風水害対策等について女性の能力を積極的に活用していくことを加える、という変更を行ったという報告がなされた。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>○市の審議会等における女性委員の登用率の上昇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画計画では、プラン21を継承し、市の審議会等における女性比率30%を目標としているが、プラン策定以後女性の登用率は年々上昇し、16年3月末現在の女性比率は27.8%である（10年3月末は17.0%）。 <p>○女性消防吏員採用実績（平成9年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9年度 4名（大卒1名 短大/高専卒2名 高卒1名） ・ 10年度 5名（大卒2名 短大/高専卒2名 高卒1名） ・ 11年度 5名（大卒2名 短大/高専卒2名 高卒1名） ・ 12年度 5名（大卒3名 短大/高専卒1名 高卒1名） ・ 13年度 3名（大卒1名 短大/高専卒1名 高卒1名） ・ 14年度 4名（大卒2名 短大/高専卒1名 高卒1名） ・ 15年度 3名（大卒1名 短大/高専卒1名 高卒1名） ・ 16年度 3名（大卒1名 高卒2名） <p>なお、平成16年4月1日現在 司令補 6名</p> <p>○女性消防団員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年4月1日現在 47人 （・東灘 8・灘 13・中央 5・兵庫 4・北 17）
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>日本レスキュー協会による海外への救助犬の派遣[『阪神・淡路大震災復興誌(第5巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p616-617]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年1月26日に発生したインド西部大地震に対して、日本レスキュー協会は、隊員4人と救助犬3頭の救助隊を28日に派遣。最大の被害があったグジャラート州に入り、3日間の救助活動を行った。 ・隊員のうち2人は、阪神・淡路大震災で被災した女性隊員で、初めて海外で救助活動を行った。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>これまでの各方面からの指摘事項</p>

民生委員児童委員や婦人会、自治会等の地域団体、ボランティア、保健婦、ケースワーカー、地域福祉活動コーディネーター等による、公私協働した地域見守り活動が積極的に展開された。[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市

今や計画の認識は一般にも広がり、そこから若者や女性が研究や職業として都市計画に関心が払われるだろう。震災後のまちづくりが、より多くの若者や女性を都市計画の進め方に興味を起こさせたことにより、将来の都市計画の実行にはより幅広い視点がもたらされるであろう。この変化はコミュニティ計画及び開発の側面をより広げると共に、日本社会が都市計画実行に新しいアイデアを導入し、そしてまたより幅広く市民参加を促すのに役立つだろう。(ケネス・C・タッピング「復興まちづくりをめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第5巻《まちづくり》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)

(被災地市民グループインタビュー結果) 応急仮設住宅の中でのコミュニケーション作りには、女性の力が大きい。掃除などの活動で中心になった。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』

神戸市が実施した散乱ごみ対策について、婦人会、自治会等の各種団体、ボランティアなどによる美化活動が徐々に本格化したほか、平成7年10月には“美緑花アップ市民運動「一斉美化の日」”を設定して市民啓発とまち美化が進められた。また、その翌年6月にはいわゆる「ポイ捨て禁止条例」が施行された。(石谷隆史「災害時の廃棄物処理」『都市政策No.93』(財)神戸都市問題研究所)

課題の整理

女性(団体)の社会活動、ボランティア活動に対する支援

- ・地域社会での男女平等についての啓発を進めるほか、地域活動や、ボランティア活動などへの男女の参加・参画を促進するため、さまざまな機会を通じて啓発を図るとともに、情報の提供や活動支援、活動拠点の整備など環境整備を進めることが重要である。また、意思決定の場への女性の参画を増やすために、リーダーとして活躍できる女性の人材を育成するための講座の開催などが必要である。

男女共同参画の推進

- ・政策・方針決定の場や家庭・地域社会などあらゆる分野への男女参画の促進を図ること。そのためには、女性の人材を育成する場の充実や、女性の能力を積極的に活用するような各種機関・団体などへの啓発、女性の人材情報の充実などが必要である。

○相談体制の充実

- ・男性も女性も、こころやからだの悩みについて気軽に相談できる体制を整備・充実し、災害時にも対応できるようにする。そのためには、男女共同参画の視点で対応できるカウンセラーの確保等が必要である。

今後の考え方など

- 市民のだれもが、性別によって活動を制限されることなく個人として尊重され、自律的に自分らしい生き方を選択することができる夢と活力あふれる神戸を、市、市民、事業者の協働により築くことを目指し、政策や方針の立案・決定への共同参画の機会確保、家庭生活における活動とその他の活動の両立や、震災を契機としてより一層活発な市民活動がさまざまな分野において展開されてきた経験を生かすという趣旨から、自律した市民が自ら主役となって、協働して男女共同参画の推進に取り組むという条例及び計画の理念を尊重して、具体的施策を実施していく(神戸市)

平成16年度に「(仮称)尼崎市男女共同参画社会づくり条例」検討委員会を設置し、市民と共に男女共同参画推進を目指している。(尼崎市)